

（仮称）私のまちづくり条例の概要

条例の概要

○名称（案）

- ・千葉市わたしたちのまちづくり条例
- ・千葉市わたしから始まるまちづくり条例
- ・千葉市民主役のまちづくり条例

○条例の目指すところ

- ・まちを良くするために主体的に行動しようとする市民の輪を広げる。
- ・市民の力で、住みよいまち、住み続けたいと思えるまちを実現し、次世代に引き継ぐ。

○条例の基本的な考え方

- ・市民がまちを良くするために主体的に行動する。
- ・市は、市民の主体的な行動を支えとともに、市民は市民にできない部分を市に委ねる。

○条例で定める理由

- ・現条例では、「市民参加」「協働」について定められているが、市民自らが住む地域に関心を持ち、行動する「近助」「共助」については、触れていない。
- ・本市では、さらに魅力的で活力あるまちづくりを進めるため、新基本計画に掲げる「市民一人ひとりから始まるまちづくり」を進めていく必要がある。
- ・そのため、市民の代表である議会の議決を受けて条例を制定することにより、市民のまちを良くするためのすべての行動に明確な根拠を与え、いつでも確認できるようにする。

○条例の構成

- ・市民のまちづくりへの想いをわかりやすい言葉にして表現する（前文～第3章）
- ・市民のまちづくりへの想いを受けて市が取組むべきことを定める（第4章以降）
- ・現条例に掲げる市民参加及び協働に関する内容を包含するため、現条例は廃止する（附則）

前文～第3章（市民が検討）

○前文（条例を制定する理由、条例に込めるわたしたちの想いを規定）

- （例）
- ・わたしたちは、わたしたちと子どもたちの未来のために、このまちを「誇りを持てるまち」「住み続けたいまち」「安心・安全なまち」「幸せを感じられるまち」、そして将来に引き継ぎたいと思えるまちにしたい。
 - ・まちづくりとは、人と人のつながり（人の輪・環）が感じられる良いまちをつくること。
 - ・わたしたちは、まちを良くしたいと思うからこそ、ほどよくおせっかいの精神で助け合いたい。
 - ・まちの課題を知っているのはわたしたち、わたしたちにできることは、わたしたちで取り組む。
 - ・わたしたちにできないことは、わたしたちの代表である議会や行政の役割を尊重しつつ、力を合わせる。
 - ・わたしたちは、まちづくりへの想いを言葉にして共有し、行動するために条例を制定する。

○第1章 基本理念（まちづくりの基本的な考え方を規定）

- （例）
- ・わたしたちは、まちづくりの出発点はわたしたち自身だと考えます。

- ・わたしたちは、わたしたちにできないことや本当に必要なことを発信し、市に限られた財源を有効に活用してほしい。
- ・より良いまちづくりをするためには、わたしたちと議会と行政が共にできることを話し合い、力を合わせる必要があると考えます。

○第2章 わたしたちにできること（自治を進めるために、わたしたちにできることを規定）

（例）

- ・わたしたちは、わたしたちが住んでいる地域に関心を持ち、課題に気づきます。
- ・わたしたちは、地域の課題をジブンゴトとして捉え、共有します。
- ・わたしたちは、地域と緩やかにつながりを持ち、その輪を広げ、信頼関係を築きます。
- ・わたしたちは、地域活動やボランティア活動に、できるところから参加します。
- ・わたしたちは、力を合わせて地域の課題の解決に向けて取り組みます。
- ・わたしたちは、解決できない課題を発信します。
- ・わたしたちは、市政に関心を持ち、市政に関する情報を得よう努めます。
- ・わたしたちは、市の施策に、できるところから参画します。

○第3章 わたしたちが市に期待すること（自治を進めるために、市に期待することを規定）

（例）

- ・わたしたちは、わたしたちの考えや活動を尊重し、応援することを市に期待します。
- ・わたしたちは、まちづくりに必要な情報をわかりやすく提供することを市に期待します。
- ・わたしたちは、人と人のつながりをつくるための橋渡し役となることを市に期待します。
- ・わたしたちは、地域の課題について話し合いや活動ができる場を共に作ることを市に期待します。
- ・わたしたちは、市の施策に参画しやすい仕組みづくりを市に期待します。
- ・わたしたちは、わたしたちに解決できない共通の課題の解決を市に期待します。
- ・わたしたちは、わたしたちと議会と行政が共に課題解決に向かって力を合わせることを期待します。

第4章以降（市において今後検討）

○第4章 市が取組むべきこと（第3章を受けて、市が取組むべきことを規定）

- ・職員の意識改革
- ・市民の主体的な活動に対する支援
- ・事業者への要請
- ・公益活動の促進
- ・市政への参画の推進
- ・人材の育成 などを規定

○第5章 推進の仕組み（前章までの取組みを具体的に進めるための計画について規定）

（例）

- ・市は、市民によるまちづくりを推進するための複数年度にわたる推進計画を策定します。
- ・市は、市民によるまちづくりの推進状況を調査審議する附属機関を設置します。
- ・市は、市民によるまちづくりを推進するための庁内推進組織を設置します。

○附則

- ・市民参加及び協働に関する条例は廃止する。